

施設使用料金表

大崎市民会館(R1,10,1～)

区分			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)	
大ホール	入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	14,460 円	19,280 円	23,120 円	
		土・日・休日	18,900 円	25,200 円	30,240 円	
	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	17,400 円	23,200 円	27,840 円	
		土・日・休日	22,680 円	30,240 円	36,320 円	
	2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	21,720 円	28,980 円	34,720 円	
		土・日・休日	28,320 円	37,780 円	45,280 円	
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	28,980 円	38,640 円	46,400 円	
		土・日・休日	37,800 円	50,400 円	60,480 円	
	中ホール	大ホール使用時の控室として利用可。 (原則中ホールのみ の貸し出しは不可)	平日	2,100 円	2,800 円	3,360 円
			土・日・休日	2,700 円	3,600 円	4,320 円

- 入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で、入場者が利用者に支払うものです。入場料の額に段階がある場合は、入場料の最高額がこの表の入場料の額となります。
- この表に定める時間以外に利用する場合の使用料は、次に掲げる使用料の1時間当たりの額に、実際利用した時間数を時間割計算した額とします。この場合において、当該利用時間が1時間に満たないとき、又はその時間に1時間未満の端数がある場合は1時間に切り上げます。
 - (1) 利用時間が午前9時以前の場合は、午前の欄の使用料
 - (2) 利用時間が午後10時以降の場合は、夜間の欄の使用料
- 大ホールを準備又は片付けのみに利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額とします。
- 算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げます。
- 現在、中ホールは大ホール使用時の控室としてのみ貸し出しを行っております。原則、中ホールのみ貸し出しは行っていません。
- 現在、施設老朽化のため食堂及び和室の貸し出しは行っていません。